

## 幼稚園教諭免許状取得

**〔幼D〕 学士の学位等を有する者で、二種免許状と実務経験を基に、一種免許状を取得する。**

【根拠規定】 教育職員免許法別表第3（上級免許状の取得）

〔教育職員免許法施行規則第11条の表備考第3号の規定とは〕

幼稚園、小学校、中学校又は高等学校の教諭の一種免許状の授与を受けようとする者が大学に3年以上在学し、かつ、93単位以上を修得したもの又は大学に2年以上及び大学の専攻科に1年以上在学し、かつ、93単位以上を修得したものであるときは、その者は、次に掲げる免許状の授与を受ける場合に応じ、この表の当該一種免許状の項の第3欄に掲げる最低修得単位数のうち、第2欄に掲げる科目の単位数を修得したものとみなして、この表を適用する。

イ 幼稚園教諭の一種免許状

領域に関する専門的事項に関する科目2単位及び保育内容の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等8単位を含めて20単位

取得免許状	基礎免許状	基礎免許状を取得したのち				
		良好な成績の実務年数	3	4	5	6
幼稚園教諭 一種免許状	幼稚園教諭 二種免許状	修得を要する単位数	25	20	15	10

＜修得単位の内訳＞ 幼稚園教諭一種

在職年数	領域に関する専門的事項に関する科目		保育内容の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等		大学が独自に設定する科目	総単位数
	修得単位の内訳	計	修得単位の内訳	計		
3	健康、人間関係、環境、言葉及び表現の領域に関する専門的事項を含む科目のうち1以上の科目について修得	2	・第2欄：保育内容の指導法 ・第3欄 ・第4欄 ・第5欄（教育実習を除く。） *上記のうち、第3欄を含め3以上の欄にわたって修得	12	6	25
4	3年の項に同じ	2	3年の項に同じ	10	5	20
5	3年の項に同じ	1	・第2欄：保育内容の指導法 ・第3欄 ・第4欄 *上記のうち、第3欄を含め2以上の欄にわたって修得	9	3	15
6	3年の項に同じ	1	5年の項に同じ	7	2	10

備考① この表における単位の修得方法は、「領域に関する専門的事項に関する科目」の欄、「保育内容の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」の欄及び「大学が独自に設定する科目」の欄に掲げる科目の単位を含めて、総単位数の欄に掲げる単位を修得するものとする。

備考② 保育内容の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等の欄に定める第2欄、第3欄、第4欄及び第5欄とは、教育職員免許法施行規則第2条第1項の表第2欄、第3欄、第4欄及び第5欄に掲げる科目をいい、同表に定める各科目に含めることが必要な事項のうち、いずれかの事項について修得するものとする。

備考③ 大学が独自に設定する科目の単位の修得方法は、領域に関する専門的事項に関する科目、保育内容の指導法に関する科目若しくは教諭の教育の基礎的理解に関する科目等又は大学が加えるこれらに準ずる科目について修得するものとする。

※「領域に関する専門的事項に関する科目」とは（教育職員免許法施行規則第2条表備考第1号）

第2条 免許法別表第一に規定する幼稚園教諭の普通免許状の授与を受ける場合の領域に関する専門的事項に関する科目の単位の修得方法は、学校教育法施行規則第38条に規定する幼稚園教育要領で定める健康、人間関係、環境、言葉及び表現の領域に関する専門的事項を含む科目のうち1以上の科目について修得するものとする。

※「保育内容の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」とは

第2欄	領域及び保育内容の指導法に関する科目	保育内容の指導法 (情報機器及び教材の活用を含む。)
第3欄	教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想 教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校運営への対応を含む。) 教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。) 幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程 特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解 教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)
第4欄	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。) 幼児理解の理論及び方法 教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法
第5欄	教育実践に関する科目	教職実践演習

(教育職員免許法施行規則第2条第1項の表)